

マイクロクレデンシャルプログラムの質保証・承認（Recognition）審査プロセス（非認定機関向け）

1. 承認申請書の提出

- 申請者（教育機関・企業・団体・プログラム提供者等）は、日本マイクロクレデンシャル機構が定める所定の申請書類（後述）を提出し、承認審査料を定められた方法で納付する。
 - 電子申請（メールまたは WEB フォーム）により申請を受け付ける。
 - 申請時には、認定機関区分（認証評価機関・第三者評価機関・未認定等）の選択を行う。
 - また、必要に応じて「審査オプション項目（スキルの市場適合性・教員／教材の適合性）」の申請を行うことができる。
-

2. 書類確認・形式審査（2 週間程度）

- 事務局において、提出された申請書類について、申請基準・形式要件・必要書類の充足状況を確認する。
 - 不備・不足・記載漏れ等がある場合は、差し戻しまたは修正依頼を行う。
 - 認定機関区分および申請類型（認定機関／非認定機関／オプション審査有無等）の整理を行う。
-

3. 質保証・承認（Recognition）審査（1 ヶ月～3 ヶ月）

（1）基本審査

- 質保証・承認審査委員会において、提出書類等に基づき審査を実施する。
- 審査委員会は、委員会構成員、有識者、外部専門家等 3～5 名程度で構成する。
- 審査では、以下の観点を確認する。（確認期間は 2 ヶ月程度）
 - 内部質保証体制・規程・自己点検体制の適格性
 - 教育プログラム内容の確認
 - シラバス・教材・講師情報等の確認
 - MC フレームワーク・記述子への適合性
 - MC デジタル発行ガイドライン・メタデータ適合性

（2）審査オプション項目（希望申請機関）（追加で 1～2 ヶ月程度）（準備中）

現在、審査内容について検討中のため、承認審査受付開始当初は実施しない（後日、WEB 等を通じて詳細を公表）。

(3) ヒアリング・追加確認

- 必要に応じて、
 - ヒアリング
 - 面談
 - 追加資料提出
 - 実施体制確認等を行う。
- 特に、実際の運営状況・実施体制・継続性等を追加確認する場合がある。

(4) 外部専門家レビュー

- 必要に応じて、産業界関係者・分野別専門家・資格制度関係者等による外部レビューを実施することができる。
- 特に、スキル市場適合性等に関する審査では、外部有識者の意見を参考とする。

(5) 承認有効期間

- 承認の有効期間は、原則4年間とする。
- 有効期間中においても、本機構は必要に応じて状況確認を行うことができる。
- 実態が確認できない場合、不適切な運用が認められた場合等には、本機構の判断により登録取消・公表停止を行うことがある。

備考

- 備考1：必要に応じて、外部専門機関・有識者へ審査補助・確認を委託することがある。
- 備考2：申請前支援・制度設計支援・改善助言等のコンサルティングを希望する場合は、別サービス・別料金とする。
- 備考3：審査に用いるチェック項目表・評価基準は別途定める。
- 備考4：本審査は、教育内容そのものの優劣を保証するものではなく、当該MCが制度的・社会的文脈において一定の妥当性・信頼性を有することを確認することを目的とする。

4. 承認可否の決定・通知

- 質保証・承認審査委員会の審査結果に基づき、本機構が承認可否を決定する。
- 審査結果は、以下の区分により通知する。

審査結果区分（結果は文書により申請機関へ通知）

- 承認
- 条件付承認
- 継続審査
- 不承認

5. 承認登録料の納付

- 承認された申請機関は、所定の承認登録料を定められた方法で納付する。

6. 承認証明書の発行・登録・公表

- 本機構は、承認された MC プログラムについて正式な承認証明書を発行し、申請機関へ交付する。
- 承認された MC は、必要に応じて以下の情報とともに登録・公表される。

発行機関名、MC 名称、学習成果概要、スキル領域、承認番号、承認有効期間、

内部質保証体制確認済、自己点検評価体制確認済、教育実施体制確認済

【オプション審査実施時】資格フレームワーク対応情報（該当する場合）、スキル市場適合性確認情報、業界標準・資格体系との対応情報（該当する場合）、教員・教材適合性確認情報

登録・公表は、JMICRO ウェブサイト・レジストリ等を通じて行う。